

## 企業年金 コーナー⑦

今号では、今年7月東京高裁で勝利判決を勝ち取った「NTTの年金減額裁判」について寄稿いただきましたのでご紹介いたします。

### NTTの企業年金減額認められず

NTTは、1992年（平成4年）「60歳定年制」を導入したときに「定年後の生活の安定のため」と称して、退職金の28%を原資とした企業年金制度（税制適格退職年金）を作りました。この税制適格年金制度は、受給者の年金減額はできない制度でした。

NTTは1999年7月1日に、純粋持株会社NTTの下にNTT東・西会社と国際会社（NTTコミュニケーションズ）に分割し、NTTを頭にした「利益の最大化」をめざすNTTグループ会社を形成しました。

分割以降は、NTT東・西会社はリストラの連続で、2002年5月には、究極のリストラである実質「50歳定年制」を導入し、11万人のリストラを強行しました。この「50歳定年制」は、NTT東・西会社社員が50歳になれば、一旦東・西会社を退職して、賃金を30%切り下げ子会社（東西会社100%出資のNTTの孫会社）に再雇用するというものです。

企業年金の加入者であった50歳の社員が退職し再雇用されると、企業年金の受給権者となりました。よって企業年金の加入者は一挙に激減しました。再雇用先の子会社には、企業年金制度はありません。

NTTは、04年に「企業年金の加入者（リストラで退職させられたため激減）と受給者の人員構成が大きく変化した」「企業年金財政が大変なことになる」といって、確定給付企業年金に移行させました。この時に、連合加盟のNTT労組の合意を取り、キャッシュバランス制度（注）を導入し加入者の給付利率を引き下げました。

NTTグループ会社は、加入者の給付利率を引き下げたので、次は受給者の引き下げと、05年9月「受給者の給付利率減額」の承認を求め厚生大臣に減額申請しました。しかし、06年2月厚生労働省は、「NTT東西会社は、経営悪化とは認められない」として減額申請を不承認としました。

NTTは、06年5月、国（厚生労働省）の不承認の取り消しを求めて裁判を起こしました。企業年金を既に受給して生活している「受給者」517名は、原告NTTと被告国（厚生労働省）の裁判の状況に利害が関係するので、民事訴訟法に基づいて、訴訟参加をしました。裁判は、国と私たち受給者517名が被告席に同席し、NTTの不当性を明らかにするということになって経験したことのない形で進行しました。

そして、07年10月19日、東京地裁は①会社の自主性や多数派組合の合意があっても受給者の権利は守られるもの ②キャッシュバランス制度では、年金が減額されることは明らか ③受給者の年金は生活の一部になっている。企業年金を廃止しなければならない状況ではない ④NTT東西は、年間1,000億円の利益、600億円の配当を計上している、「経営が悪化した」とは到底認められない、としてNTTの請求を棄却しました。

NTTは、これを不服として東京高裁へ控訴しました。08年7月9日、東京高裁は、地裁判決を支持し、「会社の利益は株主配当を優先すべき」との主張を退け、株主優先の経営を厳しく断じました。NTTグループ会社は、最高裁に上告しました。

私たちは最高裁でも必ず勝利し、14万5千人の企業年金を守り抜き、これをNTTの違法脱法のリストラを阻止する大きな力にして、さらに奮闘する決意です。

通信産業労働組合 顧問 岩崎 俊  
NTT企業年金改悪反対全国連絡会 代表世話人  
(年金者組合京都府本部所属)

通信産業労働組合HP <http://www.tcwu.org/>

#### (注) キャッシュバランス制度

国債などの利回りに連動して給付額が変動するプラン

**NTTの場合** 10年もの国債の表面利回りの3年平均+0.5%

平成14～16年の平均は1.26%で+0.5%=1.76%

現行7.0%の人が1.76%になると月額83,000が69,000となり月額14,000

円減、現行4.5%の人は61,000が57,000となり月額4,000円の減

巨額黒字のNTTに年金減額を認めないのは当然ですが、赤字企業ならば減額ありということでは困ります。経営の失敗や責任を現役や退職者に転嫁することは許されません。給与・退職金、そしてその延払いの退職年金は、利益や業績に連動する役員報酬や配当金とは質的に違います。特に退職者の年金は退職時に確定した受給権です。現役の人たちにしても労使交渉で退職年金を決めても経営状況によって退職時や退職後に減らされるようでは何のための交渉なのか、何のための退職年金規定なのかということになります。

1,000億円規模の利益を上げ続けているNTTが最高裁に上告した狙いは何か、なぜそこまでやるか、それはNTTだけの野望ではなく財界の「規制緩和」路線であり、「労使自治」を口実に年金切り下げの自由を獲得することにあるのではないか。

文責 中央執行委員 山本 寛